

鳥取県告示第 34 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 1 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
えがお株式会社	鳥取市南吉方一丁目 2-2	えがお株式会社	鳥取市南吉方一丁目 2-2	訪問介護	平成 18 年 12 月 28 日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
岩美町	岩美町大字浦富 1029-2	岩美町国民健康保険岩美病院	岩美町大字浦富 1029-2	介護予防通所リハビリテーション	平成 18 年 11 月 1 日
特定非営利活動法人桜坂サービスセンター	鳥取市吉成 91-16	特定非営利活動法人桜坂サービスセンター	鳥取市吉成 91-16	介護予防通所介護	平成 18 年 11 月 20 日
えがお株式会社	鳥取市南吉方一丁目 2-2	えがお株式会社	鳥取市南吉方一丁目 2-2	介護予防訪問介護	平成 18 年 12 月 28 日

3 地域包括支援センター

名称	主たる事務所の所在地	介護予防支援事業所の名称	介護予防支援事業所の所在地	指定年月日
八頭町	八頭郡八頭町郡家 493	八頭町指定介護予防支援事業所	八頭郡八頭町宮谷 254-1	平成 18 年 4 月 1 日
大山町	西伯郡大山町御来屋 497	大山町地域包括支援センター	西伯郡大山町御来屋 467	〃